

保護者のみなさまへ

紀の川市福祉事務所長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の登園自粛期間延長について（お願い）

平素は、本市の保育行政に対して御理解と御協力を頂き御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取り組みにつきまして、多くの保護者の方にご協力いただき感謝申し上げます。

和歌山県については、本日、緊急事態宣言が解除となりましたが、紀の川市内保育施設については、下記期間まで登園自粛をお願いいたします。

保護者のみなさまには、引き続き御負担をお掛けすることにはなりますが、新型コロナウイルス感染症から大切な子どもたちを守るため、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1. 登園自粛をお願いする期間

令和 2 年 5 月 30 日（土）まで

※令和 2 年 6 月 1 日（月）からは通常保育とし、欠席された場合でも日割り計算は行いません。

2. 保育料の取り扱いについて

4 月分の保育料は、減免前の金額でいったんお納めいただいております。4 月の登園状況を確認した後、5 月中に通知書を送付し、6 月分の保育料の納付の際に、減免後の金額を保育料として請求いたします。 ※5 月分は 7 月に請求いたします。

公立保育所における副食費・主食費も同様の扱いとなります。

各保育施設で保育料や副食費等を徴収している場合については、施設でご確認ください。

3. 育児休業の取扱いについて

登園自粛に伴い、育児休業からの復職期限を**令和 2 年 9 月 1 日**まで可とします。

復職後 2 週間以内に「復職証明書」を提出してください。

証明書の用紙については各保育施設またはこども課、各支所にあります。

4. 求職活動の取扱いについて

求職活動での保育認定期間を**8 月末**まで延長します。求職活動期間の延長に伴う書類の提出は不要です。就職が決まり次第、就労証明書を園に提出してください。書類の提出期限は 8 月 11 日（火）です。書類が期限までに提出できない等、ご事情のある方については、こども課までご相談ください。

事務担当 紀の川市福祉部 こども課 保育班
TEL0736-77-2511（代表）